

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第23回）

◆開会年月日	令和7年12月22日（月曜日）
◆開催の場所	第3委員会室
◆出席委員	佐藤 利器 委員長 堀込 彰二 副委員長 森 覚 委員 中島 綾菜 委員 平山 杏香 委員
	木村 忠義 委員 矢部 正平 委員 佐藤 憲和 委員 白石 孝雄 委員 関 一幸 委員
◆欠席委員	なし

◆協議事項	12月定例会最終日の運営について
-------	------------------

◆議事内容

午前9時30分開会

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。

議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。

よって、審査が終了した議案を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。

報告時期は、議案の上程後。 → 了解

各常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。 → 了解

なお、質疑通告は、各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。

→ 了解

12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回まで。 → 了解

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

2 市長追加提出議案について

・第106号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第8号）

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

→ 了解

○上程時期 → 市長提出議案の採決後に上程することを決定

○質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで受け付けることを決定

※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。

→ 了解

○質疑時間 → 答弁を含め80分以内とすることを決定

○質疑時期 → 通告受付の休憩再開後とすることを決定

○委員会付託 → 省略することを決定

○討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定

○採 決 → 電子採決によることを決定

市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。 → 了解

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

3 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

時期は、市長追加提出議案の採決後。

→ 市長追加提出議案の採決後に特別委員長中間報告を行うことを決定

特別委員長中間報告に対する質疑は、先例により行う。

→ 質疑を行うことを決定

質疑通告は、中間報告終了後に休憩し、受け付ける。 → 了解

12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回まで。 → 了解

(「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員提出議案について

- 議第7号議案から議第9号議案の3件（意見書3件）

○上程時期 → 特別委員長中間報告に対する質疑後に上程することを決定

○質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定

○委員会付託 → 省略することを決定

○討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定

○採 決 → 電子採決によることを決定

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

5 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第3回正副議長会〔12月24日（水）・埼玉県吉川市〕、埼玉県市議会第一区議長会議員研修会〔令和8年1月16日（金）・埼玉県戸田市〕及び埼玉県市議会議長会議員行政研修会〔令和8年2月6日（金）・埼玉県上尾市〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

6 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

7 その他

(1) 採決における注意事項について

議場の採決システムについて、次の不具合が発生している。

①採決開始直後にボタンを押すと、その後表決を変更しようとしてボタンを押した結果が反映されるまでに時間を要する。

②各議案の採決終了直前にボタンを押すと、表決が正しく反映されない。
不具合については業者に対応を依頼しているが、解決には時間が必要との報告があったことから、12月定例会の各議案の採決に当たっては、各議案の採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押してください）の前には押さないようお願いしたい。 → 了解

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。 → 了解

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が予定されていることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。 → 了解

(3) 次会日程について

本会議終了後

- ・検討事項「議会改革について」反問権の導入について
- ・検討事項「委員長報告に対する質疑について」

→ 了解

午前9時43分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 委員会審査結果表
- ・ 市長追加提出議案
- ・ 議員提出議案
- ・ 議員の派遣
- ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和7年12月22日（月）
午前9時30分 第3委員会室

12月定例会最終日の運営について

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。
議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。
よって、審査が終了した議案を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。
報告時期は、議案の上程後。
各常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。
なお、質疑通告は、各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。
12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回まで。
(「続行」の声があれば、議事を流す。)

2 市長追加提出議案について

- ・第106号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第8号）
議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。
 - 上程時期 市長提出議案の採決後
 - 質疑通告 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで
※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。
 - 質疑時間 答弁を含め80分以内
 - 質疑時期 通告受付の休憩再開後
 - 委員会付託 先例により省略
 - 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
 - 採 決 電子採決
- 市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。
- (質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

3 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

時期は、市長追加提出議案の採決後。

特別委員長中間報告に対する質疑は、先例により行う。

質疑通告は、中間報告終了後に休憩し、受け付ける。

12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回まで。

(「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員提出議案について

- ・議第7号議案から議第9号議案の3件（意見書3件）

○上程時期 特別委員長中間報告に対する質疑後

○質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。

○委員会付託 先例により省略

○討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。

○採決 電子採決

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

5 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第3回正副議長会〔12月24日（水）・埼玉県吉川市〕、埼玉県市議会第一区議長会議員研修会〔令和8年1月16日（金）・埼玉県戸田市〕及び埼玉県市議会議長会議員行政研修会〔令和8年2月6日（金）・埼玉県上尾市〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。

6 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

7 その他

(1) 採決における注意事項について

議場の採決システムについて、次の不具合が発生している。

①採決開始直後にボタンを押すと、その後表決を変更しようとしてボタンを押した結果が反映されるまでに時間を要する。

②各議案の採決終了直前にボタンを押すと、表決が正しく反映されない。

不具合については業者に対応を依頼しているが、解決には時間要するとの報告があったことから、12月定例会の各議案の採決に当たっては、各議案の採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押してください）の前には押さないようお願いしたい。

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が予定されていることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

(3) 次会日程について

本会議終了後

- ・検討事項「議会改革について」反問権の導入について
- ・検討事項「委員長報告に対する質疑について」

令和7年草加市議会12月定例会

議案の委員会審査結果表

委員会名	付 託 件 名	審査結果
総務文教委員会	第 82号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第7号）第1条歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、総務部、自治文化部、議会事務局、教育委員会及び監査委員事務局に係る部分、第3条債務負担行為の補正中、自治文化部及び教育委員会に係る部分 第 91号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第 92号議案 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 第 93号議案 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第 94号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 第 95号議案 草加市職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（多数） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員）
福祉子ども委員会	第 82号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第7号）第1条歳出中、福祉部、健康推進部及びこども未来部に係る部分、第3条債務負担行為の補正中、福祉部及びこども未来部に係る部分 第 85号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 第 86号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号） 第 87号議案 令和7年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 第 89号議案 令和7年度草加市立病院事業会計補正予算（第2号） 第 96号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 第 97号議案 草加市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 第 98号議案 草加市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 第101号議案 指定管理者の指定について	原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（多数） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員） 原案可決（全員）

委員会名	付 託 件 名	審査結果
	第 1 0 2 号議案 指定管理者の指定について	原案可決 (全員)
建設環境 委 員 会	第 8 2 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第 2 条 繰越明許費、第 3 条 債務負担行為の補正中、市民生活部及び建設部に係る部分	原案可決 (全員)
	第 8 3 号議案 令和 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 8 4 号議案 令和 7 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決 (全員)
	第 8 8 号議案 令和 7 年度草加市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決 (全員)
	第 9 0 号議案 令和 7 年度草加市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決 (全員)
	第 9 9 号議案 草加市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 1 0 0 号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 1 0 3 号議案 市道路線の廃止について	原案可決 (全員)
	第 1 0 4 号議案 市道路線の認定について	原案可決 (全員)

令和 7 年 1 月 4 日招集

追加提出議案

草加市議会 1 月 定例会

議案目次

第106号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第8号）……………別添

令和7年度

草加市一般会計補正予算（第8号）

第 106 号議案

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度草加市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,267,729 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,601,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 12 月 19 日提出

埼玉県草加市長 濱戸百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		20,300,813	1,267,729	21,568,542
	2 国庫補助金	6,100,459	1,267,729	7,368,188
歳 入 合 計		94,333,427	1,267,729	95,601,156

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		48, 267, 116	740, 729	49, 007, 845
	2 児童福祉費	21, 640, 918	740, 729	22, 381, 647
7 商 工 費		1, 987, 729	527, 000	2, 514, 729
	1 商 工 費	1, 987, 729	527, 000	2, 514, 729
歳 出 合 計		94, 333, 427	1, 267, 729	95, 601, 156

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	740,729
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策事業	527,000

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金	20,300,813	1,267,729	21,568,542
歳 入 合 計	94,333,427	1,267,729	95,601,156

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	48,267,116	740,729	49,007,845
7 商工費	1,987,729	527,000	2,514,729
歳出合計	94,333,427	1,267,729	95,601,156

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	
740,729		
527,000		
1,267,729		

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	5,190,971	740,729	5,931,700
5 商工費国庫補助金	120,083	527,000	647,083
計	6,100,459	1,267,729	7,368,188

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費補助金	740,729	物価高対応子育て応援手当支給事業補助金
1 商工費補助金	527,000	重点支援地方交付金（産業振興課）

3 歳 出
(款) 3 民 生 費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1児童福祉総務費	13,108,840	740,729	13,849,569	740,729				
計	21,640,918	740,729	22,381,647	740,729				

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

2商工振興費	1,863,284	527,000	2,390,284	527,000			
計	1,987,729	527,000	2,514,729	527,000			

3 民 生 費

7 商 工 費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	447	◎物価高対応子育て応援手当支給事業〔こども政策課〕 740,729
11 役務費	8,332	・需用費 447 ・役務費 8,332
12 委託料	21,450	・電算委託料 15,400
19 扶助費	710,500	・物価高対応子育て応援手当業務委託料 6,050 ・扶助費 710,500

12 委託料	527,000	◎緊急経済対策事業〔産業振興課〕 527,000
		・商品券事務委託料 137,000 ・商品券換金委託料 390,000

補正予算参考資料

令和7年度草加市一般会計補正予算（第8号）

1 概 要

草加市一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算総額 94,333,427 千円に、歳入歳出それぞれ 1,267,729 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,601,156 千円とします。

その内容は、歳入については、国庫支出金の追加を行うものであり、歳出については、物価高対応子育て応援手当支給事業費及び緊急経済対策事業費の追加を行うものであります。

繰越明許費の補正については、民生費及び商工費の事業を令和8年度へ繰り越しを行うものであります。

2歳出予算財源内訳一覧表
(個表)

03款 民生費
02項 児童福祉費
01目 児童福祉総務費

款項目	事務事業名及び事業内容
03. 02. 01	<p>物価高対応子育て応援手当支給事業〔こども政策課〕</p> <p>[補正理由]</p> <p>物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、草加市のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から児童1人につき2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するものです。</p>
07. 01. 02	<p>緊急経済対策事業〔産業振興課〕</p> <p>[補正理由]</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、市内経済の下支えを行うため、重点支援地方交付金を活用し、プレミアム付商品券事業を実施するものです。</p>
	合計

07款 商工費
01項 商工費
02目 商工振興費

単位：千円

事 業 費	財 源 内 訳				
	国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
740,729	740,729				
740,729	物価高対応子育て応援手当支給事業補助金 740,729				
527,000	527,000				
527,000	重点支援地方交付金（産業振興課） 527,000				
1,267,729	1,267,729				

令和7年

草加市議会 12月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和7年12月22日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 広田丈夫
賛成者 田中宣光
〃 吉岡健
〃 斎藤雄二
〃 菊地慶太

地方税財源の充実確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第7号議案

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府においては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること
- 5 国が全国一律で行うことのも・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様

令和7年12月22日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 広田丈夫
賛成者 田中宣光
〃 吉岡健
〃 斎藤雄二
〃 菊地慶太

巨大災害発生への対応体制整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第8号議案

巨大災害発生への対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって政府においては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く求めるものである。

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること
- 3 新設される防災庁においては、国民の命と暮らしを守り抜くため、災害対応の司令塔として中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

防災担当大臣 様

令和 7 年 1 月 22 日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 平野厚子
賛成者 斎藤雄二
〃 菊地慶太
〃 吉沢哲夫

介護保険料の標準段階に係る基準について、令和 7 年度税制改正に伴う影響への対応及び介護保険料収入への適切な財政措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

議第9号議案

介護保険料の標準段階に係る基準について、令和7年度税制改正に伴う影響への対応及び介護保険料収入への適切な財政措置を求める意見書

令和7年度税制改正において、給与所得控除について、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円へ10万円引き上げられることとなった。

この見直しにより、低所得層を中心に税負担の軽減が図られる一方で、介護保険の第1号被保険者における保険料段階の判定にも影響を及ぼすことが想定される。

特に、市町村民税における課税・非課税の境界に位置する高年者においては、保険料段階の変更や、その取り扱いについて丁寧な説明と適切な制度運用が求められる。

また、税制改正に伴う介護保険制度の運用や事務対応について、国から自治体に対し示される方針や事務連絡の内容が議会や住民に十分に共有されない場合、自治体の説明責任や行政運営の透明性の確保が課題となるおそれがある。

さらに、税制改正により市町村の税収が減少する場合、介護保険事業をはじめとする住民サービスの安定的な運営に影響を及ぼす可能性があることから、国においては、自治体の財政運営に支障が生じないよう十分な配慮が必要である。

よって政府においては、次の事項について適切な対応を講ずるよう求めるものである。

- 1 税制改正に伴い介護保険料の第1号被保険者における保険料段階に変動が生じる可能性がある場合には、住民に混乱や不利益が生じないよう、制度運用の在り方について十分な検討と周知を行うこと
- 2 税制改正に伴う保険料段階の取り扱いについては、保険者である市町村の判断や実務を尊重し、自治体に過度な負担や不利益が生じないよう配慮すること
- 3 介護保険料や住民負担に関わる重要な制度運用や事務連絡については、議会及び住民に対して分かりやすく情報提供を行い、行政運営の透明性を確保すること
- 4 国の税制改正による市町村の減収分については、これまでの例も踏まえ、特別交付税等により必要な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議 員 の 派 遣

令和 7 年 1 月 22 日

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 166 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会第 3 回正副議長会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会第 3 回正副議長会への出席
(2) 派遣場所 埼玉県吉川市
(3) 派遣期間 令和 7 年 1 月 24 日 (水)
(4) 派遣議員 金井俊治 議員

2 埼玉県市議会第一区議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 埼玉県市議会第一区議長会議員研修会への参加
演題「信頼される議会へ」
(2) 派遣場所 埼玉県戸田市
(3) 派遣期間 令和 8 年 1 月 16 日 (金)
(4) 派遣議員 堀込彰二 議員 森 覚 議員 藤原みどり 議員
川崎久範 議員 平山杏香 議員 金井俊治 議員
広田丈夫 議員 石川祐一 議員 矢部正平 議員
田中宣光 議員 田川浩司 議員 吉岡 健 議員
斎藤雄二 議員 白石孝雄 議員 鈴木由和 議員

3 埼玉県市議会議長会議員行政研修会

- (1) 派遣目的 埼玉県市議会議長会議員行政研修会への参加
演題「(仮) 議会におけるファシリテーション」
- (2) 派遣場所 埼玉県上尾市
- (3) 派遣期間 令和8年2月6日(金)
- (4) 派遣議員 金井俊治 議員

令和7年草加市議会12月定例会

議事日程（第19日）

令和7年12月22日（月曜日）

午前10時 開議

- 1 開議
- 2 議案の上程
- 3 各常任委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告
- 4 各常任委員長報告に対する質疑
（質疑通告受付）
- 5 討論
- 6 採決
- 7 市長追加提出議案の報告及び上程
- 8 市長追加提出議案の説明
（質疑通告受付）
- 9 市長追加提出議案に対する質疑
- 10 委員会付託省略
（討論通告受付）
- 11 討論
- 12 採決
- 13 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告
 - △ 議会改革特別委員長報告
- 14 特別委員長中間報告に対する質疑
（質疑通告受付）
- 15 議員提出議案の報告及び上程
- 16 議員提出議案の説明
（質疑通告受付）
- 17 議員提出議案に対する質疑
- 18 委員会付託省略
（討論通告受付）
- 19 討論
- 20 採決
- 21 議員の派遣
- 22 市長あいさつ
- 23 閉会